

令和5年3月3日
障害福祉部障害者施策課

採択された陳情への対応状況について

1 令和4年第三回定例会において採択された陳情

4 陳情第15号「失語症者向け意思疎通支援者派遣に関する陳情」 (趣旨)

令和5年度から、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業において、失語症者向け意思疎通支援者を団体並びに個人を対象として派遣できるよう、区に働きかけること。

2 審議内容

令和4年第二回定例会及び第三回定例会において審議を行い、全会派一致で採択された。主な審議内容は以下のとおり。

- 国において派遣事業を市町村必須事業と位置付け、東京都においても意思疎通支援者の養成を開始しており、区としても派遣事業を実施すべき
- 手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例を制定しており、障害者の意思疎通促進のため、失語症者のサポートを行うべき
- 失語症者及びその家族が切に求めている事業である
- 具体的な派遣システムの構築を行い、継続できる仕組みとしてほしい

3 採択後の対応状況

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の令和5年度実施に向け、今後、以下の内容で事業を進めていく。

- (1) 個人派遣（失語症者の外出時に意思疎通支援者が同行し、会話や手続きを支援）及び団体派遣（失語症サロンなどに意思疎通支援者を派遣して、発言や内容理解を援助）の2つを実施。
- (2) 費用は無料（ただし、意思疎通支援者の交通費、入場料等は利用者負担）。
- (3) 失語症及び本事業について、リーフレット等により広く区民に周知するとともに、病院等の関係機関に事業案内を行い利用促進を図る。
- (4) 令和5年度前半に、意思疎通支援者及び言語聴覚士の募集・登録を行い、令和5年11月から事業開始予定。